

(別紙 2)

市内の公共的団体（例示）

※地方自治法第 157 条第 1 項に規定される「公共的団体等」

日高市社会福祉協議会、日高市商工会、日高市シルバー人材センター、日高市国際交流協会、日高市観光協会、日高市コミュニティ協議会、日高市区長会及び各行政区、日高市子ども会育成連絡協議会及び各地区子ども会育成会、日高市 P T A 連合会及び各小中学校 P T A、日高市民生委員・児童委員協議会及び各地区民生委員・児童委員協議会、日高市赤十字奉仕団及び各地区赤十字奉仕団、日高市保護司会、日高市遺族会、日高ジュニアリーダークラブ、青少年育成日高市民会議、日高市青少年相談員協議会、各地区青少年健全育成の会、日高市スポーツ少年団本部及び各スポーツ少年団、日高市スポーツ協会本部及び各加盟団体、日高祭囃子連合会及び各加盟団体、日高市文化団体連合会及び各加盟団体、埼玉県中学校体育連盟日高支部、埼玉県高等学校体育連盟日高支部、私立学校等の設立を目的として設立された学校法人 等

(別紙 3)

下記の基準に該当するボランティア団体は、申請書を提出し教育長の認定を受けることにより、公民館使用料が免除されます。

認定基準

- ①公益的な活動又は社会貢献活動（以下「ボランティア活動」という。）を主たる目的とする団体。（構成員の相互扶助を図り又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）
- ②日高市内に活動の拠点があり、自主的に組織された団体。
- ③市民が自由に参加することができること。
- ④政治、宗教又は営利目的の活動を行う団体ではないこと。
- ⑤構成員が 5 人以上で、半数以上が市内に在住、在勤、在学していること。
- ⑥構成員に暴力団員が含まれていないこと。
- ⑦団体の名称、目的、ボランティア活動に係る事業等が記載された定款、規約、会則等が作成されていること。
- ⑧年間の活動計画が定められていること。
- ⑨認定を受けようとする前年度において、すでに 1 年度以上継続して活動していること。（新規の団体については、1 年度以上継続した活動が見込めること。）
- ⑩会計処理が明確であること。